

志木市デマンド交通連絡調整会議

平成26年度第1回会議 次第

平成27年2月5日（木）

午前10時から

場所：301・302会議室

1 開 会

2 主催者あいさつ

3 委嘱状交付

4 出席者紹介

5 議 事

(1) 会長、副会長の選出について

(2) 志木市デマンド交通実証実験の概要について

資料No.3：志木市デマンド交通実証実験（案）の概要

(3) その他

5 閉 会

志木市デマンド交通連絡調整会議 名簿

設置要綱第3条		所 属	職 名・氏 名	備考
1号	市長又はその指名する者	志木市	市民生活部長・抜井 俊	
2号	埼玉県知事の指名する者	埼玉県	交通政策課主査・宮崎 信二	
3号	一般乗合旅客自動車運送事業者	国際興業株式会社	運輸事業部次長・高島 俊和	
		東武バスウエスト株式会社	業務課 課長補佐・植松 紀雄	
4号	一般乗用旅客自動車運送事業者	三和富士交通株式会社埼玉営業所	副所長・小林 克美	
		有限会社志木合同タクシー	副社長・須田 超一	
		株式会社昭和交通	総務課長・小山 浩	
5号	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局	主席運輸企画専門官・木部 康久	

志木市デマンド交通連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 志木市におけるデマンド交通について、地域の実情に即した公共交通の実現に必要な事項を調整するため、志木市デマンド交通連絡調整会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に即した適切なデマンド交通の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 連絡会議の運営方法その他連絡会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 埼玉県知事の指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、後任委員が任命されずに委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任委員が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、第3条第1号に掲げる委員をもって充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその

職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

3 連絡会議は、原則として公開とする。

(会議の記録等)

第7条 生活安全課長は、会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 生活安全課長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 連絡会議において調整した事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、生活安全課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成27年2月1日から施行する。

志木市デマンド交通実証実験（案）の概要

項目	実施内容	備考
運営主体	志木市	
運行形態	ドア・トゥ・ドアで非乗合方式	自宅⇄共通乗降場⇄共通乗降場
共通乗降場	公共施設、医療施設、商業施設を予定	事務局で場所を決める
車両	交通事業者保有車両型及び台数	セダン型
運行エリア	志木市内	区域外は志木駅南口
運行曜日	月～土曜（日、祝年末年始運休）	
運行時間帯	8:30～17:00	17時は最終乗車時間
運賃の形態及び水準	1台 300円	均一料金
登録対象者	志木市に住民登録がある方で 65歳以上の方・障がい者等の方 要介護等認定者 妊婦の方 未就学児（要 16歳以上との同乗）	・障がい者は難病患者を含んでいて、 福祉タクシー券との併用不可 ・妊婦の有効期限は出産日+1か月 ・未就学児は小学校に入学する年の 3月31日まで
同乗者（未登録者）	未登録者の同乗可	介助が必要な場合、同乗可とする
登録証の発行	あり（市で実施）	発行まで5日間程度を要する
予約期限	1週間前～直前	駅待ちタクシーの利用は不可
オペレータの雇用・形態	交通事業者のオペレータで対応	
運行事業者	市内で営業している交通事業者	
実証実験期間	平成27年度中	H27.7.1～H28.3.31を想定
契約方式	運賃差額補助	利用区間の運賃から、300円を差し引いた額を補助する
その他	アンケートの実施	運転手が利用者に記入を依頼

登録から請求支払いまでの流れ

